

社会人看護学生支援金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、看護職の確保及び市内医療機関等への定着を目的とし、新たに看護学校へ入学する社会人看護学生に対して、支援金を交付することについて、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護学校 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第21条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定する大学、法第21条第2号の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校、又は法第21条第3号の規定に基づき都道府県知事が指定する看護師養成所をいう。
- (2) 社会人看護学生 前号に定める看護学校に在籍する学生のうち、高等学校を卒業した、若しくは高等学校卒業の者と同等以上の学力があると認められる者で、高等学校、専修学校、高等専門学校、短期大学、大学又は大学院等の在学期間中を除いて概ね1年以上の就業経験がある者、准看護師養成所在学中を含め、概ね1年以上の就業経験があり、准看護師養成所卒業後に看護学校に入学した者、又は看護学校の社会人入試枠等を受験し、合格した者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、当該年度に入学した社会人看護学生であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時に福山市に住民票がある者又は前年度、福山市に住民票があった者。
- (2) 市内医療機関等への就職の意思があること。
- (3) 過去に本要綱に基づく社会人看護学生支援金の受給を受けていないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、20万円とする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 社会人看護学生支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査の上、交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 支援金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内に申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(支援金の請求)

第8条 第6条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、請求書（様式第2号）を市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(支援金の交付)

第9条 市長は、請求書を受理したときは、交付決定者に対し、支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定者から、交付決定の辞退の申出があったとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、支援金交付決定取消通知書により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定の内容を変更したとき又は交付決定を取り消したときにおいて、当該変更又は取消しにかかる部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。